

新旧対照表

○雪国太陽光設置モデル創出事業補助金交付申請要領

改 正 案			現 行		
1～2 (略) 3 補助対象経費・補助額等 補助対象経費は、補助対象設備の設置に係る機器費、材料費及び工事費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）で、補助対象設備の要件、補助額は下表のとおりです。 なお、本事業はモデル事業であり、補助件数は 10 件程度の想定です。			1～2 (略) 3 補助対象経費・補助額等 補助対象経費は、補助対象設備の設置に係る機器費、材料費及び工事費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）で、補助対象設備の要件、補助額は下表のとおりです。 なお、本事業はモデル事業であり、補助件数は 10 件程度の想定です。		
補 助 対 象 設 備	要件	補助額	補 助 対 象 設 備	要件	補助額
太 陽 光 発 電 設備	(1) 未使用品であるものであること (2) グループパワーチョイス（県と協定を締結した支援事業者が、太陽光発電設備の購入希望者を募集し、共同購入を行う事業）を活用するものでないこと (3) 法令、条例等に適合しているものであること (4) 発電出力（kW を単位とし、太陽電池の最大出力（システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。）の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の合計値の小数点以下第 3 位を四捨五入した値のうち、いずれか低い方の値をいう。以下同じ。）が 10kW 未満のものであること (5) 発電した電気の一部又は全部を補助対象設備を設置する住宅において使用するものであること (6) 発電電力量等の計測器が設置されており、1	補助上限額（補助対象設備の発電出力に 10 万円 / kW を乗じて得た額と 50 万円のいずれか低い方の額）と補助対象経費のいずれか低い方の額	太 陽 光 発 電 設備	(1) 未使用品であるものであること (2) グループパワーチョイス（県と協定を締結した支援事業者が、太陽光発電設備の購入希望者を募集し、共同購入を行う事業）を活用するものでないこと (3) 法令、条例等に適合しているものであること (4) 発電出力（kW を単位とし、太陽電池の最大出力（システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。）の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の合計値の小数点以下第 3 位を四捨五入した値のうち、いずれか低い方の値をいう。以下同じ。）が 10kW 未満のものであること (5) 発電した電気の一部又は全部を補助対象設備を設置する住宅において使用するものであること (6) 発電電力量等の計測器が設置されており、1	補助上限額（補助対象設備の発電出力に 10 万円 / kW を乗じて得た額と 50 万円のいずれか低い方の額）と補助対象経費のいずれか低い方の額

改 正 案			現 行		
	日単位の計測データをダウンロードすることが可能であること (7) 太陽電池アレイのアレイ面の傾斜角度が 60 度以上となるように設置するものであること (8) 太陽電池アレイのアレイ面の下端の高さが、垂直積雪量よりも高い位置になるように設置するものであること <u>(ただし、設置する太陽電池アレイの下部及びその周辺が、降雪期には除雪が行われている場所である場合には、垂直積雪量に関らず、除雪の実況に応じて太陽電池アレイのアレイ面の下端の高さを 2 メートル以上 (太陽光発電設備が一般用電気工作物である場合は 1 メートル以上) とすることができる)</u> (9) 長野県北信地域振興局発行の「雪国・住宅太陽光発電ガイドブック」(2025 年版) に記載されている事項を考慮した上で設置 するものであること			日単位の計測データをダウンロードすることが可能であること (7) 太陽電池アレイのアレイ面の傾斜角度が 60 度以上となるように設置するものであること (8) 太陽電池アレイのアレイ面の下端の高さが、垂直積雪量よりも高い位置になるように設置するものであること (9) 長野県北信地域振興局発行の「雪国・住宅太陽光発電ガイドブック」(2025 年版) に記載されている事項を考慮した上で設置 するものであること	
4 ～ 6 (略) <u>7</u> 補助金交付申請の手続 (略) <u>8</u> 留意事項 (略)			4 ～ 6 (略) <u>6</u> 補助金交付申請の手続 (略) <u>5</u> 留意事項 (略)		